

労働者派遣法 第23条第5項に基づく マージン率等の情報提供

対象期間：2022(令和4)年7月1日～2023(令和5)年6月30日

1. 労働者派遣の実績およびマージン率

■本社(和歌山)

派遣労働者数	労働者派遣先数	労働者派遣料金	派遣労働者賃金	マージン率
16名	5社	45,454円/日	15,972円/日	64.9%

■大阪営業所

派遣労働者数	労働者派遣先数	労働者派遣料金	派遣労働者賃金	マージン率
19名	2社	36,308円/日	16,571円/日	54.4%

■鹿島営業所

派遣労働者数	労働者派遣先数	労働者派遣料金	派遣労働者賃金	マージン率
14名	3社	28,109円/日	17,066円/日	39.3%

※マージン率に含まれる主な経費

- ・社会保険料 雇用保険、厚生年金保険、健康保険、介護保険、労働災害保険(法定・上乗せ)
- ・福利厚生費 健康診断費(一般・特殊健診)、有給休暇(法定・特別休暇)、通勤手当、住宅手当、家族手当、寮食事補助手当、慶弔見舞金、親睦会レクリエーション費、契約リゾート施設維持費等
- ・会社運営経費 資格取得費、教育講習費(社内・社外)、技術研修施設維持費、検査機器購入費・維持費、車両購入費・維持費、安全保護具費、被服費、旅費交通費、営業費、広告宣伝費、事務機器賃借料、通信費、独身寮維持費・光熱費、福利厚生養老保険料、損害保険料、会社認定登録費、管理スタッフ人件費、退職金、求人媒体費、公租公課、減価償却費等
- ・営業利益

※尚、マージン率算出における労働者派遣料金には、消費税(10%)が含まれております。

2. キャリア形成支援制度に関する事項

■キャリアコンサルティング相談窓口の設置

- ・電話窓口(本社の代表電話番号)
- ・電子メールによる申し込み窓口(本社の代表E-mailアドレス)
- ・管理担当者を通じた申し込み窓口(本社の総務部キャリア管理責任者)

■教育訓練内容

- ・新規採用者訓練、非破壊検査技術者教育、インフラ点検技術者教育、中堅社員リーダー研修、作業主任者講習、機器校正員フォローアップ教育

3. 労使協定に関する事項

- ・労使協定を締結しているか否か 締結済み
- ・労使協定対象労働者の範囲 定款に定める事業の業務に従事する従業員(常用雇用の正社員及び契約社員)
- ・労使協定の有効期間の終期 2025(令和7)年3月31日